

大和市監査委員告示第4号

令和元年11月27日付け大和市監査委員告示第25号をもって公表した健康福祉部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月10日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(健康福祉総務課) 行政財産の目的外使用許可に関する事務において、調定がなされず、納付書を送付していないものがあった。</p> <p>(介護保険課) 収入調定に関する事務において、調定がなされていないものがあった。</p>	<p>(健康福祉総務課) 令和元年11月11日付けで調定を行い納付書を発送し、同年11月21日に入金があったことを確認しました。今後は、収入月を一覧にした管理表を作成し、収入管理を行うことで、再発防止を図ります。</p> <p>(介護保険課) 調定書を起票した同日、操作方法を誤り調定取消しの処理をしていましたが、令和元年11月25日に再度、調定書を起票しました。今後は総合行政システムと財務システムにおける調定額の照合確認を、複眼で実施することで、再発防止を図ります。</p>